

月報

1984. 9 月 號



シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1984年9月号)

SINGAPORE INTERNATIONAL MONETARY EXCHANGE

の取引開始に当って

～FINANCIAL FUTURESとは何か～……(株式会社東京銀行) ……藤原 喜代治 …… 1

シンガポール日本人学校(中学部)における

進路指導について……………(シンガポール日本人
学校) ……………佐藤 敏夫 …… 7

シンガポールにおける交通事情と

自動車保険……………(東京海上火災保険(株))武智 彰 …… 16

カーテンウォール・イン・シンガポール (日本軽金属株式会社) 山田 隆宏 …… 25

理事会の動き …………… 29

8～9月の主な経済記事 …………… 34

広 報 欄 …………… 39

資料案内 …………… 41

編集後記 …………… 43

SINGAPORE INTERNATIONAL MONETARY EXCHANGE

の取引開始に当たって

FINANCIAL FUTURESとは何か？

株式会社東京銀行
藤原 喜代治

シンガポール金融市場の新たなFEATUREとして金融先物市場(FINANCIAL FUTURES MARKET)を設立する構想が打ち出されてからほぼ3年、幾多の曲折を経つつも、この7月5日ワールド・トレード・センターの一画、SIMEX・トレーディング・フロアでの金先物取引の再開は、予想以上の成功を納めており、来る9月7日の所謂本番(為替及び金利先物取引の開始)によせる期待は日増に高まっています。昨今の為替相場及び金利一主として米ドル金利一的大幅な変動を前にして、金融関係の取引に携わっている人は勿論、直接係わりの無い人でもシンガポールのこの新しい動きを興味深く見守っていることと思います。

アジアにおける初の本格的金融先物市場のスタートを前に以下簡単に先物取引の概要を紹介したいと思います。

1. 金融先物取引の歴史

金融先物取引の発生は1972年5月、今回SIMEXと連繋が予定されているシカゴ・マーカントイル・エクスチェンジの一画に今日では金融関係者には極めてなじみの深い名称となっているIMMが設立されて通貨先物取引が開始されたのが始まりであります。又、金利先物(INTEREST FUTURES)については、1975年10月シカゴの2大商品取引所の一方の雄、CHICAGO BOARD OF TRADE (CBT) で、GNMA (GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION — 米国では極めてポピュラーな政府抵当証券) の取引を開始した事に始まります。いずれも変動相場制、並びに新金融政策の採用という時流に乗り急速に発展、今や時代の寵児として迎えられており、米国はもとより欧州、カナダ、オーストラリア、そしてシンガポールと世界各

地に波及、取引内容も一段と多様化しつつあります。

2 金融先物取引とは何か？

～従来の為替先物と違いは何か？～

金融先物取引、という言葉が聞かれても、特に為替の場合、今迄の先物予約とどこが違うのか、という疑問を抱かれる方も多いと思います。以下この相違点を中心に『金融先物取引』の概要を説明したいと思います。この違いを一言で云うと、従来の為替先物取引が商取引に付随した実需として自然発生的に始まった事からも解る様に個々の取引は、それぞれ期日、金額、決済方法等実需取引に合わせ様々の組合わせが見られます。一方金融先物取引は、かかる各々の取引の個性を捨象し、関係者が最も取引を行い易いと思われる形にまとめられた一つの既製のユニット(コントラクト)の売買であると云えます。これを表にすると以下の通りとなります。

<従来の先物取引概念と金融先物取引との相違点>

	金融先物取引	従来の為替先物取引
取引単位	ユニット単位 (CONT) (1 CONT=12,500,000円) (円の場合)	特定せず
先物取引期日	一般に 3、6、9、12月の 指定日	特定せず
取引場所	先物取引所	特定せず (一般に電話 乃至テレックスによる 取引の締結)
取引有資格者	先物取引所会員、 (但し会員経由で他の者も 取引可能)	特定せず
取引相手	他の先物取引所会員	一般に銀行
決 済	反対取引による清算 が普通	期日に於る先物予約の 実行
信 用 (先物予約実 行の Risk)	対クリアリング・ハウス	企業 (個人) 対銀行乃至 銀行対銀行
マージンマネー (担保金積立て)	あり	一般になし
値 洗 い	Daily	なし

以上から解るように、金融先物取引は実際の商取引のヘッデを直接には予定していない為、例えば貿易業者の実需ポジションを FULL COVER する事はできません。逆に云えば、ヘッジを予定していないというそもそもの動機からしてより投機的であると云う事が出来ます。又この投機的性格こそ金融先物取引の参加者の幅を広くし取引の厚味を増していると云えます。

3. 金融先物取引の実態

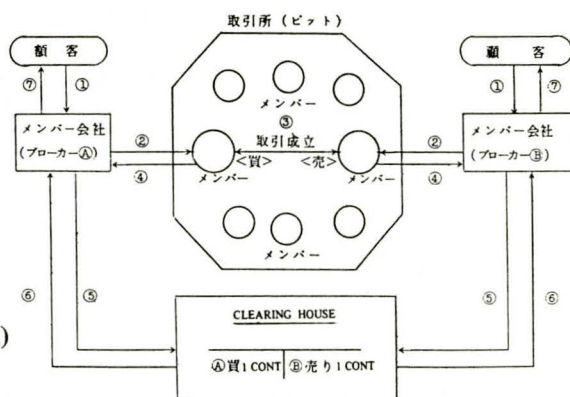
先にも触れました様に、金融先物取引は所定の将来時点での、一定の量の特定商品の価格を売買する取引であります。取引の参加者は先物取引所の会員となり取引所の立合い場(ピットと云う)で場立ち方式(OPEN OUTCRY)により取引を行います。

一旦立合い場で成立した取引は、同取引所に付属した清算機関 (CLEARING HOUSE) に報告され、売りと買いがMATCHした時点でこの取引は正式に成立する事になります。この時点で各メンバーの取引の相手方は、CLEARING HOUSE そのものとなります。これは取引の相手方の信用のチェックを不要にする — CLEARING HOUSE の信用状態のみ念頭においておれば良い — 事となり、取引をより円滑化するのに役立ちます。一方、CLEARING HOUSE は各メンバーに対し各種マージンの徴求と日々の値洗いを行ない、これにより万一、あるメンバーが既に締結された取引の履行が不可能となった場合も、他のメンバーとの契約の履行が保証されます。

取引の流れを図解すると以下の如くなります。

<金融先物取引の流れ>

- ① 取引ORDER 受注 (非会員→会員)
- ② ORDER 執行指示(メンバー会社対顧客デスク
↓
同フロア・ブローカー)
- ③ 取引成立
- ④ 取引成立報告
- ⑤ 取引成立報告 (TO CLEARING HOUSE)
- ⑥ 取引成立登録、マージンマネー、手数料請求 (CLEARING HOUSE MEMBER)
- ⑦ 取引成立登録、マージンマネー、手数料請求 (メンバー→顧客)



4. 金融先物商品

金融先物取引(FINANCIAL FUTURES)も、取引開始以来10年を超える年月を経、多種多様になっています。中には既に取引が廃止されたものも数多く、その盛衰の激しさは時代の先端を行くものの宿命を物語っているようです。現在米国で成功を納めている主要商品は以下の通りです。

(カッコ内=取引所)

- | | | |
|----------|----------------------------|-----------|
| 1. 金利 : | T/B 90 D/S | (IMM) |
| | T/BOND 15年超 | (CBT) |
| | C/D 90 D/S | (IMM) |
| | T/NOTE | (CBT) |
| | GNMA | (CBT) |
| 2. 通貨 : | DM, 円, SFR, その他 | (IMM他) |
| 3. 株価 : | SP 500 INDEX | (IMM) |
| | NYSE COMPOSIT INDEX (NYSE) | |
| 4. 貴金属 : | GOLD | (COMEX 他) |

その他諸国でも、カナダ、オーストラリア、イギリス等で金融先物取引が行なわれていますが未だ完全に成功を納めたと云いきれるものは無いようです。

5. 先物取引の利用例

先物取引は、ヘッジ取引と投機取引とのMIXTUREにより成り立っています。がヘッジ取引の利用について以下に簡単な例を示して見ます。

(例) 2ヶ月後に資金需要が見込まれるが、金利は上昇傾向にある為金融先物を利用して現時点で資金コストを確定したい。

借入れ金は百万ドルであり、今借入れを実行すれば3ヶ月で10.5%の金利負担となる。

	現物市場	先物市場
1) 6月1日	(EURO 3ヶ月は10.5%) 今借りるとすれば 借入れ COST = US\$26,250	9月渡しの90日物 EURO FUTURES を1 CONT(百万米 ドル) at 89.00(金利=11.0%に相当) で売却
2) 8月1日 (予想通り 金利上昇)	百万ドルを金利 13%で借入れ COST = US\$ 32,500	9月渡し、90日物 EURO の価格は現物市場金利の大 幅上昇をうけて、価格下落 結局 86.5 (金利=13.5%) で6月に売却した分を買い 戻せた。 これに伴う利益は US\$ 6,250 (8900 - 8650) × \$25 × 1 CONT = 6,250-
3) 結果	当初見込比 COST は \$ 6,250 上昇した。(32,500 - 26,250)	金融先物の操作益 \$ 6,250 を計上した。
4) 総合評価	以上より当初見込 10.50% の COST での借入れが実現した。	

① 1 CONT 当り、価格 1 ポイントの変動による損益は \$ 25

$$US\$ 1,000,000 \times 0.01\% \times 90/360 = \$ 25$$

※ 逆に金利が下落した場合は現実の借入れ COST は下がり、一方先物の方は価格上昇(金利下落)で COST が発生。結果として当初見込 10.50% に近い COST での借入れが確保しうる。

6. SIMEX (SINGAPORE INTERNATIONAL MONETARY EXCHANGE) の発足

シンガポールにおける金融先物市場創設については、3 年程前に始めて構想が打出され、シンガポール当局(MAS) GOLD EXCHANGE OF SINGAPORE (GES) 及び一部米銀を中心として、CHICAGO MERCANTILE EXCHANGE (CME) との提携を軸に作業が進められてきました。昨年末、GOLD EXCHANGE を母体に SIMEX が正式に発足、漸く準備も整い、この 9 月 7 日アジア初の本格的金融先物市場として第一歩を踏み出す予定となっています。

セントーサのフェリーターミナル脇に設けられたSIMEX取引所には、5つの大小 TRADING PIT が作られ、先に触れた通り7月5日より金の取引が再開され活発な商いが始まっています。9月7日金利及び為替の先物取引開始により名実ともにSIMEXのスタートとなる訳です。シカゴIMMとの相互清算 (MUTUAL SET-OFF) という新たな魅力を加え“ROUND THE CLOCK TRADING”を標語に今飛び立ととしています。SIMEXは、アジア金融市場の中心であるシンガポール国際金融市場の新たな飛躍への貴重な一歩と見られており、今後の成否に注目したいと思います。

SIMEX取引概要

取引商品	GOLD	金 利 (3ヶ月ACU)	為 替	
			US\$/円	US\$/DM
取引単位	100トロイオンス	百万米ドル	12,500千円	125,000 マルク
1取引単位当り損益	US\$ 10	US\$ 25	US\$ 12.5	US\$ 12.5
取引時間	9:05AM-4:05PM	9 AM - 3 PM	8:35 AM - 2:50 PM	
INITIAL MARGIN	US\$1,600	US\$1,000	US\$1,500	
MAINTENANCE MARGIN	US\$1,200	US\$ 700	US\$1,000	

SIMEX会員資格

	CLEARING MEMBER	CORPORATE NON- CLEARING MEMBER	INDIVIDUAL MEMBER
払込資本金	S\$2000,000 以上	S\$1000,000 以上	—
取得SEAT数	3 以上	3 以上	1
SIMEX 株式取得	1 株以上	—	—

シンガポール日本人学校（中学部） における進路指導について

～1984-7～

シンガポール日本人学校
佐藤 敏夫

シンガポール日本人学校における高校進学状況と指導方針について、ということで、原稿依頼のレターが学校に届いた時、三学年担当の先生達は84通の航空便封筒に次のようなレターをつめ込んでいました。進路指導はすでに始まっているのです。

「卒業生への手紙」

いかがおすごしですか、シンガポール日本人学校卒業生（83年度）のみなさん！

さて、高校での生活はいかがですか。期待と不安のいりまじった入学の日も遠くへしりぞき始め、いまはもう自分のペースで毎日を送っていることと思います。学校決定・願書提出・受験票・受験地での宿泊・入学試験・発表までの日々・合格発表・進学校の決定・入学金の納入・入学…と、いまの高校生活に到る一瞬の激情もいまは日々の充実に費やされていることとおもいます。きょうは、現三年生の取り組んでいる「卒業生への手紙」への協力をお願いするために筆（ワープロ！）をとりました。このたよりは、今春卒業の84人のひとりひとりの手元におとどけしています。住所変更などで届かない場合は、その友人におあいになったときにでも教えてください。それぞれが進学された学校数は、今年3月現在で53校におよびます。生徒達のたよりもありますように、名物先生、生徒会、部活動、授業の様子、単位、登下校の様子、寮生活、先輩のことなどなどを教えてください。それによりますものはありません。雑誌や本などの既成のものの情報にとどまらず、生きた卒業生達の声を届けてくださることを期待いたします。とくに、中学生活との対比で思いつくことを書き綴って

くたされば幸甚です。夏休みに入るまえのひとときを後輩たちに割いてくださいますように。来星のおりはぜひ新装の校舎へおでかけください、おまちしています。

文部省は昭和 58 年 8 月に「海外勤務者子女教育に関する総合的実態調査報告書 (P/53) を発表しました。～調査対象、海外在留子女 7071 名、3 才～19 才の男女

この中、「日本の帰国に対する不安」の分析があり、12 才以上 17 才の生徒たちの反応が次の様になっておりました。

- 一位、日本の高校や大学に支障なく進学できるかどうか (58.5%～67.5%)
- 二位、日本の学校の授業内容についていけるかどうか (47.3%～43.3%)
- 三位、帰国子女受入れ校が、自分の帰国する地域に設置されているかどうか (24.1%～23.1%)

又、これに対する保護者の反応は、

- 一位、日本の学校の授業内容についていけるかどうか (75.1%)
- 二位、友達ができるかどうか (42.0%)
- 三位、日本の気候・風土・生活環境に適応できるかどうか (40.6%)

以上の数字からは世界の地域差はわからないまでも、保護者とこどもの不安の一致度の相関はそれぞれ一位において内容的には類似と読む事ができましよう。ですからこの限りにおいて、海外における生徒・保護者が両価値の矛盾を問題点として現実的にもっている姿があると言えます。この両価値の矛盾をのべたものに 7 月初旬の東京学芸大海外教育センター教育調査がありその一項に「家庭の最近の方針」というのが設けられ、次のような記述がなされておりました。(上記両価値ということについて)

「現地の人や文化に積極的に触れて、現地理解や国際性を高めさせたい」が、「子どもが中三になって受験のための帰国が目前に迫ると、やはり、帰国してからの日本の生活や教育にスムーズに適応できるように日本志向が強くなって来て、落ち着かなくなってくる。」

特にこのおわりのことばは、不安を裏書きしている海外の親の心理と思われまふ・・・・・・。

ここシンガポール日本人学校の進路指導の終学年計画は4月に始まります。本年度は4月24日に第三学年保護者をもち、「進路指導はたんなる進学指導ではなく、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通して、生徒みずからが将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらに、その後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、組織的、継続的に指導・援助する過程である。」ことを説明しました。ただいたずらに不安をあおり、生徒の荷を重くするのが大人の努めではなく、不安の所在をしめし、必要な助力を与え、荷をできるだけ軽くして、生徒の持てるものを十分に出せるようつとめたい、と目標を設定しました。この目標は進路の時間の取り組みとなり具体化されます。

1. 学級間の壁を低くして、学年全体でひとりひとりの生徒にとりくむ。
2. 生徒の学習・生活活動を保障する。
3. 保護者・生徒との共通理解をふかめる。

具体的には

- (1) 学年・教科担当者の情報交換を密にし、生徒の現状を洗い出し適切に対応する

- 生活面での相談
- 教科学習の遅進状況の把握

(授業中定期考査、校内模試、業者テスト等)

- 進路調査の実施
- 進学資料の紹介と整備
- 卒業生の話し（進学と私）を聞く会（夏休み）
- 個人面談
- 三者面談（保護者と生徒と担任）
- 奨学金・教育扶助制度（日本）の紹介
- 質問教室（夏休み自主参加）
- 進路の時間（毎週土曜日、1時間）の効果的活用と充実

(2) 学校生活を軸とした自分の生活の設計と実践

• ひとり学びの確立への援助

以上要点をクローズ・アップして、進路指導についてのべてきましたが、8月の上旬になり、はじめに紹介した「卒業生への手紙」の返事「卒業生からの手紙」が続々やって来ました。これらは三年学年通信として、三年の家庭に配布されますが、その高校を、生徒がどうとらえ、どう考え、どう生活しているか生徒の息の通った感想として、「学校の選択の資料」、すなわち、「対象の認識と自己理解の資料」となる訳です。

「卒業生からの手紙」その1(A子)はシンガポールにあるU.W.Cに入学しました。

A子 (U.W.C)

お手紙どうもありがとうございます。質問がいくつかあったので、簡単にお答えしておきます。まず、学校の様子ですか？難しいなぁ。近いうちにU.W.Cの見学があればいいですね。御案内さしあげます。部活動はありすぎて……また学期が始まるごとに色々変わるし……。友達の人種も色々です。話の内容も豊富ですよ！勉強のことも先生のことも男の子のことも。日本人学校と特にかわりません。ただ言葉が英語だということです。ところで日本語の勉強の仕方ということですけど、家へ帰れば家族と日本語でしゃべるし、今のところ特にしていません。日本人同士のつきあい方についてですが、これは個人それぞれだと思います。ただ日本人ばかりと集まっていると他の国の人々とは友達になりにくいんじゃないかなーと思います。

校則はそんなに厳しくないと思います。でも、先生によるかな。……なんだから十分に答えられなくて、ごめんなさい。授業の進め方についてですが、特に違いはないと思います。時程は、8:05にHome Roomの予鈴、2:50に8時間目の鐘が鳴ってそれと同時に一日終了。ちなみに3:00にSchool Busが出て、4:30にもう一度部活をやっている人のためのBusが出ます。授業の科目選択はthird yearまではほとんどありません。Art, Music, Dramaの中から2つ選べるだけでEnglish, Supportive English, Maths, History, Geography, Physics, Chemistry,

Biology, P.E. (体育) H.E. (家庭科) Ethics は全員取らなければいけないようになっています。

宿題は毎日でするので大変ですが、週末もあるし、なんとかあります。

日本に帰国後は、私自身も悩んでいるのですが今はとにかく英語の勉強をしっかりとやるしかないと思います。

さて、入学試験ですが、いくつかの Part にわかれていて hearing comprehension, reading comprehension, 文法, conversation, vocabulary, 面接 (簡単な質問とちょっとした conversation を先生を相手に) があります。合格通知がきてから、Maths のテスト (これはクラスを決めるだけですし簡単です!) があります。ところで E.S.L. (English as a Second Language) のコースに一月から入れるか? という質問だけれど U.W.C は S.A.S とか S.I.S と違って、はっきり E.S.L. class という system はいままでなかったから私自身よくわからないんですよ。ごめんなさい。わかり次第また……。

ところで試験準備のことですが、週3回の個人レッスンを受けているのですが、私は今はそれで充分だと思います。ただ、「みんなが行ってるから」という様な考えはやめたほうがいいんじゃないかなあー。思えばそれだけ気持ちがあせるだけだし。まあ British Council の夏の Full-Time は、毎日で大変だけど A.M. 9:00 - P.M. 1:00 で、昼間の明るい時間だから家が遠くても危なくないし、私はお勧めします。Full-Time でやることですが、まあその Class の Level の Text を使って、文法を中心に会話など。ただ Group lesson なので先生から当てられるのを待ってなくても、わかることはどんどん発言していいと思います。逆にわからないコトもどんどん聞いて……というのが私の考えです。

後はじっくりとご両親と相談して、夏休みを有意義に過ごしてください。ところで、どのグレードまでいけば安心か? ということですが……よくわからないけどただ去年は、偶然 U.W.C 希望者 (British C. に通っていた人で) 全員、最後の class が一緒に Advanced I でした。いま、Elementary II だそうですがとにかく習ったことはしっかり身につけるようにして、3月まで頑張ってください。Full-Time と平行してやる場合は、受付のときに受付の人に自分は

両方(Full とPart)授けるということを行った方がいいですよ。あと先生に相談するのもいいと思います。

最近、U.W.Cは再度のテストを受け付けられないような……ことも聞いたので、もしU.W.C一筋と決めているならU.W.Cのほうへ確かめに行ったほうがいいと思います……。でも、志望校の選択で悩んでいる人もいます。まだ、時間はあるんだから、よく考えて選んでください。

身体をこわさないように、頑張ってください。また、わからないことがあったら、いつでも聞いてください。

「卒業生からの手紙」その2

B 夫（東学芸大附属）

皆さんこんにちは。暑さにも負けず、体育祭や期末試験に励んだことだろうと思います。日本は、めまぐるしい天気の変わりようです。雨だったり快晴だったり……。今日この手紙（1984年度三学年担当の先生方から）を受け取りました。でも、僕の手紙が編集に間に合うだろうか。とにかく間に合いますように……。

東京学芸大学附属高等学校（学大附）についてでも話しましょう。僕がこの高校に進学してからもう3カ月以上たちました。とにかく毎日の生活が楽しいです。何となく雰囲気はシンガポール日本人学校と似ています。授業は50分ですが、その中で生徒達は真剣になったり笑ったりしています。どうしても内容がわからないと、生徒達は無理やり先生を引きとめて質問せめにします。次ぎに部活動についてですが、はっきり言うとどの部活動も盛んなのですが、どの部もあまり強くないです。予選大会などに出てもすぐに負けて帰ってきます。しかし、今年からは違おうだろう！我が校のホッケー部がインターハイに出ることができるのです！（どこまでいかわからないけど）また、野球部も今のところ順調に勝ち進んでいます。みんな勉強よりスポーツに力を入れているという感じがします。また先輩との接触も多く、変に威張らないので、幸か不幸か、温和な学校です。しかし、体育祭や辛夷祭（こぶしさい）はすごいです。体育祭では、4色で、一つ一つのチームが応援のコスチュームや木材でつくる舞台を造り、なか

なか華やかです。辛夷祭もすごいだろうと思います。学校の門を入ったところに、大きな看板を立て、辛夷祭まであと×××日と、3か月前からカウントダウンしてるくらいですから。学大附には生徒会会長という存在がありません。生徒総会が直接事務局と委員会につながっています。日本人学校と違って、祭典がスムーズに準備されます。伝統があるからでしょう。シンガポール日本人学校の伝統ももうすぐですね。

ところで、受験で一番いやなときが、夏休みです。でもやらないとちょっとやばいからね。問題集は買いあさらないでよい問題集を一冊こなすのが絶対効果的です。信じてください。とにかく毎日毎日、その日の勉強に全力を尽くすとよいです。がんばって下さい。寮はありませんが僕は一人暮らしでがんばっています。3か月しか通っていないのに、友達への親しみをいつも感じます。先生は楽しい人がたくさんいて、いい相談相手になってくれる先生がたくさんおります。とにかく、高校生活を楽しみたいのなら、学大附属をすすめます。では、さようなら。

文例としてU.W.Cすなわち、United World College of SE-Asiaを紹介しましたが、このほかに、日本人学生が通っている当地の国際校として、Singapore American School及びSingapore International Schoolがあります。

おわりに、生徒達は日本国内のどの地域のどのような高校を志向し合格したか、1982年及び1983年度の合格校を参考資料として提供してみましょう。表中、○印のある学校は帰国子女教育受け入れ校です。

(○印の学校にはA. B. C. 群の三種類がある)

A 群 1 ……帰国子女の受け入れを主たる目的として設置された高等学校

A 群 2 ……帰国子女に対して受け入れ体制をもち、特別の受け入れ枠をもつ国・私立の高等学校

A 群 3 ……帰国子女教育研究協力校

B 群 ……帰国子女の受け入れに好意的で、編入学試験や編入学後の授業などにも配慮をする高等学校

C 群 ……帰国子女の編入学は認めているが編入学時の扱いは一般の生徒(下表○印略)と同様の扱いとなる高等学校

1982年度中学部卒業生合格校

地 区	国 立	公 立	私 立
東 京		石神井・西 ○三 田・豊多摩 ○南多摩・○秋川 世田ヶ谷・日比谷 深 沢・杉並	○成城・日大一・玉川 ○早実・東邦大・カリタス ○吉祥女子○順心女子○郁文館 日本女子大○慶応女子○青山学院 桜美林・親和女子○聖パウロ
埼 玉		浦和第一女	○早稲田本庄
千 葉		東葛飾・佐倉西	○暁星国際・千葉敬愛・麗沢 日大習志野・市川
神 奈 川		和 泉・翠嵐	○慶応日吉○山手学院・清泉女子 ○日大神奈川○桐 蔭○成美学園 希望ヶ丘
茨 城			○大成女子・常盤女子○茗溪学園
兵 庫		星 陵・山崎	
名 古 屋			海 星 ○名古屋
滋 賀		守 山	
富 山			富山第一 富山藤園女子
愛 知			東 海
北 海 道			○北星学園
大 阪		四条畷	追手門・清風○関西学院 ○梅 花・大阪女学院（英文科）
京 都			○同志社国際・光華女子・大谷
シンガポール			S.I.S S.A.S U.W.C

1983年度中学部卒業生合格校

地 区	国 立	公 立	私 立
東京	○筑波大附 ○学芸大附 ○学大 大泉	小金井北 ○竹早 石神井 武蔵 西 , 深沢 ○三田 , 府中 ○(南多摩)	大妻女子, ○青山学院○国際基督教大 富士見, ○聖パウロ学園 ○啓明学園, ○吉祥女子, ○玉川学園 大妻中野, ○早稲田実業 桜美林 法政第二, 文華, 城北, 成城学園 ○郁文館, 駒込
千葉			和洋女子大附国府台女子, ○暁星国際, 成田, 麗沢, ○ 東邦大附
神奈川		市立東 松陽 光陵 希望ヶ丘	○慶応義塾○日本女子大府, 山手学院, ○富士見丘 ○ 桐陰学園, 鎌倉学園, 鶴見女子 関東学院, ○成美学園
埼玉		北本	慶応義塾志木, ○早稲田本庄 (浦和明の星, 城北埼玉, 大宮開成 淑徳与野, 文教女子大附)
関東 北海道 東北 北陸 圏		鹿沼東(栃木)	祇園寺(宮城) ○ 名溪(茨城)
京都			○同志社国際 光華女子
大阪		春日丘, 枚方西	浪商(普)
兵庫		御影	○関西学院, ○神戸女学院
近畿 中国 四国 九州 圏		○鈴ヶ峰(広島) 因島(広島) 因島北(広島)	日生第二(三重) ○ 福山暁の星(広島) ○ 西南学院(福岡)
国外 Sin			Singapore International School Singapore American School United World College of SE-Asia
K.L.			K.L. International School

※ 上記の学校の A・B・C 群については参考資料があります。担任にお尋ね下さい。

※ 現地校については毎年様子がちがいますし、中学部としては現在、アメリカン・スクールの訪問調査がおわり、あと二校については資料待ちです。

シンガポールにおける交通事情と自動車保険

東京海上火災保険株式会社

武智 彰

はじめに

シンガポールのオーナードライバーの方にとって、運転は日本に比べて如何でしょうか。大体の方は、日本と同じ左側通行で運転はし易いが、車の流れが早く事故が心配だとお答えになると思います。

以下、シンガポールの交通事情及び事故の頻度について触れ、シンガポールの自動車保険はどうなっているのか、又万一事故に会った場合どうすべきかについて述べたいと思います。

1. シンガポールの交通事情

シンガポールで運転する際、次の理由で日本と比べ交通事情は遜色ないと言えます。

- ①日本同様左側通行で、信号は殆んどの交叉点に設置されており、最危険性のある交叉点でも安全性が高い。
- ②道路の幅員が広く、路肩が整備されており、舗装率も市内では、100%に近く、道路状況が良い。
- ③登録台数は84年2月末で480,635台と人口230万人の都市としては多いが、道路の拡張、新設が前広に行われており、車の流れが比較的スムーズである。
- ④自動車は殆んどが完成輸入車であること、又10年以上経過すると優税措置がなくなる為新車が多いことにより、自動車の性能が良く、他国でよく見かける故障車が少い。

逆にシンガポールでは下記の点が日本と異り運転に注意する必要があります。

- ①広い道の制限速度が70KMと相当の高速で流れているので大事故が起りやすい。

②日本と比べ横断歩道・歩道橋が少く、多量に流れている道路でも堂々と人が横断している。

③日本にはないサーカスがあり、右側優先と決っているが無理な進入が見受けられる。

④㊦マークを付けている教習中の初心者が公道で練習をしている。

⑤街路樹が多く強風・大雨により倒れるケースがあり、道路冠水も含めて、降雨時は特に注意する必要がある。

以上の様に項目的には注意すべき点が多くなっていますが、東南アジア他国の無秩序な交通状況に比べると、はるかに秩序は守られ最も日本に近い安全な国と言えらると思います。

2 シンガポールにおける登録台数

ご存知の様にシンガポールでは登録台数を抑制するため、高率の税金が課されており、車両価額は日本の3倍程度となっていますが登録台数は毎年8%~10%で増えています。

年 度 登録台数（内私有乗用車）対前年比（内私有乗用車）

1980 末	371,341	(152,574)	+ 9.6 %	(+ 6.4)
1981 末	401,805	(161,692)	+ 8.2 %	(+ 6.0)
1982 末	440,276	(179,635)	+ 9.6 %	(+11.1)
1983 末	476,288	(202,092)	+ 8.1 %	(+12.5)

人口210万人とシンガポールと同程度の名古屋市では総登録台数が83年3月末で760,150台（内私有乗用車517,165台）となっています。

ご参考迄にシンガポールの車種別の登録台数は

車 種	1979 年末（構成比）	1983 年末（構成比）
私有乗用車	143,402 (42.3%)	202,092 (42.4%)
タクシー等乗用車	10,277 (3.0%)	14,841 (3.1%)
バ ス	6,217 (1.8%)	7,985 (1.7%)
貨物車	67,201 (19.8%)	105,090 (22.1%)

バイク・スクーター	108,051 (31.9%)	141,569 (29.7%)
トラクター・ローラー	579 (0.2%)	676 (0.1%)
その他	3,002 (0.9%)	4,035 (0.8%)
合 計	338,729 (100%)	476,288 (100%)

となっており車種的にはバイク類が比率的に2%下った分商業用貨物車がシンガポール産業の発展と共に伸びています。

前記名古屋市の乗用車比が68.0%であることと対比すると、シンガポールの乗用車抑制策は一応奏功していると言えます。

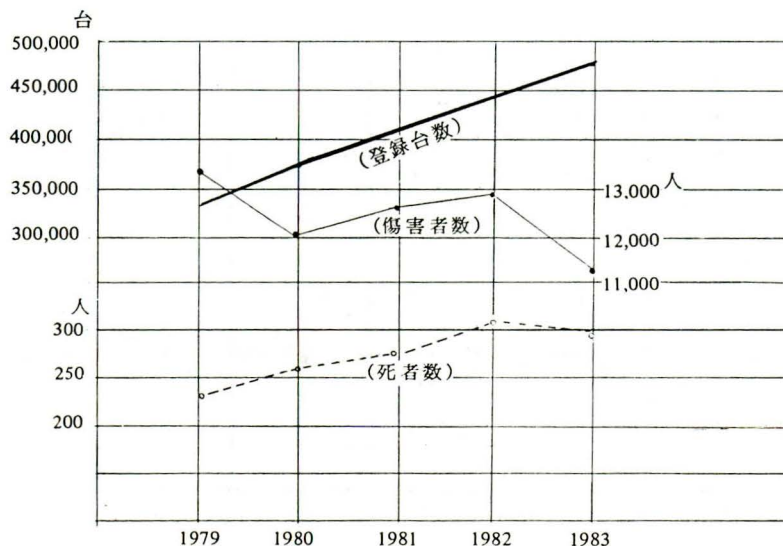
3. シンガポールの人身事故

シンガポール内の交通事故による傷害者数及び死者数は過去5年次の様に各々年間12,000人、300人前後になっています。

年度	傷害者数 (うち死者数)
1979 年	13,457 人 (234 人)
1980 年	12,015 人 (259 人)
1981 年	12,758 人 (275 人)
1982 年	12,889 人 (307 人)
1983 年	11,116 人 (297 人)

別表1は各年度登録台数と上記死傷者数を対比したもので、登録台数の伸

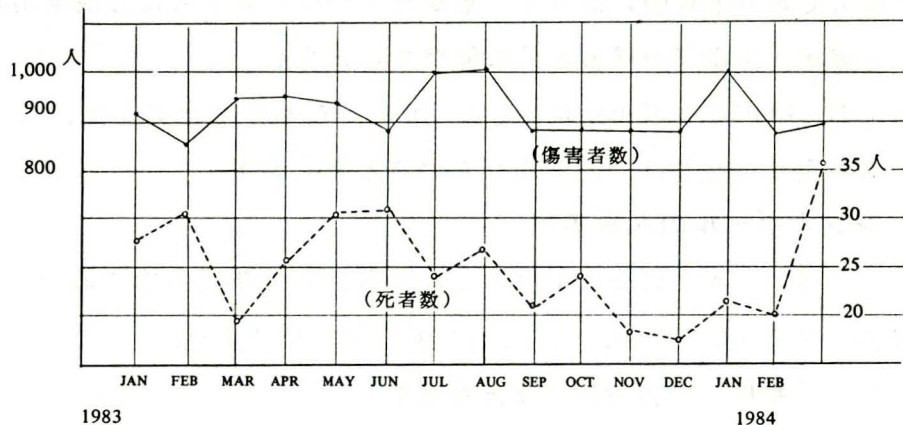
別表1 (シンガポールにおける登録台数と人身事故)



びに較べ死傷者数は遞減傾向にあり、81年7月1日のシートベルト強制着用等の施策の効果があったと言えます。

別表2は月別の死傷者数の推移で83年7、8、12月、84年1月が若干膨らんでいますが年間を通じ一定の件数になっています。膨らんでいる期間は偶々日本人学校の休みに重なっておりお子様にはご注意頂く必要があります。

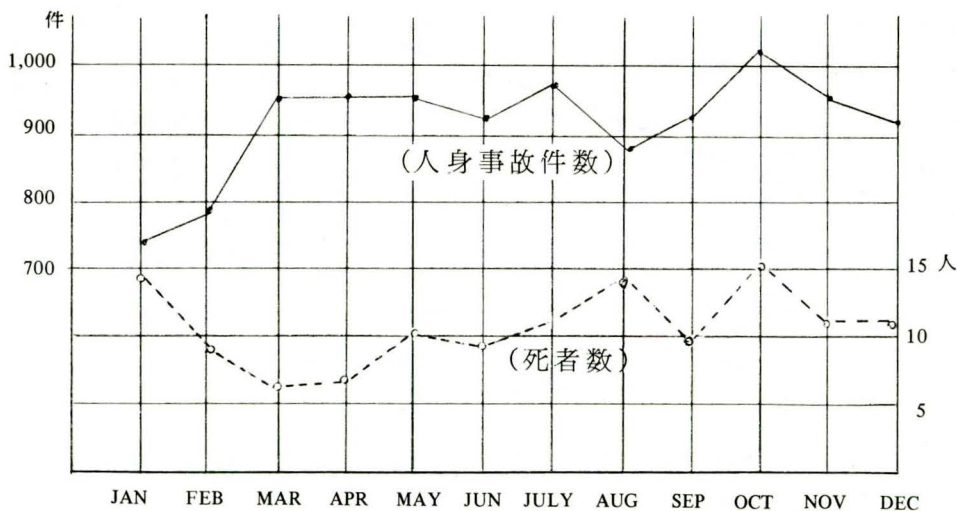
別表2 (シンガポールにおける死傷者数の月別推移)



別表3は愛知県下の年間人身事故件数及び死者数を月別にグラフ化したものです。

83年度の愛知県下の人身事故件数が10,999件とシンガポールの死傷者数11,116人と殆んど同数になっているにも拘らず、死者数では愛知県が毎月10人前後、年間合計125人亡くなったことに比べ、シンガポールは毎月25人前後、年間で297人も死亡しています。

別表3 (愛知県における死傷者数の月別推移)



1983

このことから、車の流れが速い分、重大事故が起る素地があることが統計上からも立証されていることになります。

皆様も忙しい中、分刻みで移動をお急ぎになっていることと推察しますが、呉々もスピードは控え目に、「狭いシンガポールそんなに急いでどこへ行く」の気持を持って頂く必要があると思われます。

又事故の形態による人身事故を分析すると

形態	傷害者数（構成比）	内死者数（構成比）
歩行者	2,090 名（ 18.8 %）	114 名（ 38.4 %）
自転車・トライショー	481 名（ 4.3 %）	33 名（ 11.1 %）
バイク及びその塔乗者	4,715 名（ 42.4 %）	100 名（ 33.7 %）
乗用者 "	1,946 名（ 17.5 %）	23 名（ 7.7 %）
バス・トラック "	1,781 名（ 16.0 %）	26 名（ 8.8 %）
その他	67 名（ 0.6 %）	1 名（ 0.3 %）
計	11,116 名 (100 %)	297 名 (100 %)

となり、バイク及びその塔乗者の人身事故が圧倒的に多くなっています。日本では二輪車専用レーンが設けられたり、左端を通行することが義務付けられていますが、シンガポールでも何らかの施策が求められるところです。皆様も運転される時バイク・歩行者には特に気を付けることが必要になります。

4. シンガポール道路交通法

シンガポールにも日本とほぼ同内容の道路交通法 (THE ROAD TRAFFIC ACT)があり、詳しい解説は省きますが、特に皆様にご注意頂きたい点を道交法及びその他規則から拾いますと、

①VISAを入取した時点で日本の免許であれば大使館でendorseして貰った上、INTERNATIONAL LICENCEであれば、それをRegistry of Vechicles (ROV) に持参してシンガポールの免許を取得しなければならない。

②道交法 29 条により、正常な運転に影響がある飲酒運転については \$ 1,000 以下の罰金もしくは 6 ヶ月以内の禁固刑が課される。

その定義として道交法 (AMENDMENT) 30 B 条で血中アルコール濃度が

100 milliliter 中 110 milligram 以上あった場合飲酒運転と見做される。

- ③別表 4 の通り罰則についてポイント制になっており 2 年以内に 2 4 ポイント以上になると免許・免許取消の措置が取られる。

DEMERIT POINTS TABLE

Points will be recorded against the motorist accordingly, irrespective of whether the offence is dealt with by the court or compounded by Traffic Police, when he pays a prescribed penalty for any of the offences listed in the following schedule:-

	<u>Scheduled offences</u>	<u>Points</u>
(a)	Exceeding speed limit for vehicle	3
(b)	Exceeding speed limit on a road	
	(i) In the case of a motorcycle or scooter	4
	(ii) In the case of any other vehicle	3
(c)	Disobeying traffic direction of police officer	3
(d)	Obstructing flow of traffic	3
(e)	Forming up incorrectly when turning left or right	3
(f)	Failing to give way at junction	3
(g)	Failing to give way at roundabout	3
(h)	Crossing double white lines	3
(i)	Crossing road divider	3
(j)	Using tyres with ply or cord carcass exposed	3
(k)	Failing to give way to ambulance or fire brigade or police vehicle	4
(l)	Careless driving	4
(m)	Driving while carrying load on a motor vehicle in a dangerous manner	4
(n)	Inability of driver to control vehicle	4
(o)	Driving or leaving a vehicle in a bus lane during restricted hours	4
(p)	Offences committed by motorists at pedestrian crossing	5
(q)	Driving without due care or reasonable consideration for other road users	6
(r)	Carrying passengers on a goods vehicle in a dangerous manner	6
(s)	Carrying passengers on a motor vehicle or trailer in a dangerous manner	6
(t)	Reckless or dangerous driving	9

よって、シンガポールでは飲酒運転が認められていると誤解されておられる方も多いと思いますが、前記②で述べた道交法 29 条により、初犯で S\$1,000 以下の罰金か 6 ヶ月以内の禁固刑もしくはその両方が課され、重犯以上になると各々 S\$2,000 の罰金 12 ヶ月の禁固と刑がはね上って課されることになります。

くれぐれも「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな。」を心に安全運転を。

5. シンガポールの自動車保険

シンガポールでは 1960 年自動車（第三者賠償責任及び補償）法により第三者賠償責任自動車保険及び塔乗者賠償責任特約を付保することが義務付けられています。

その確認は、新車登録の際、保険会社の発行 COVER NOTE（保険が付けられている証明書）、又 ROAD TAX、名義書替の際は CERTIFICATE OF INSURANCE（保険証書）の提示を義務付けることによっています。

よってシンガポールで公道を走行する自動車・二輪は、少くとも対人は無制限、対物は貨物車等については S\$100,000 乗用車は無制限の自動車保険が付けられており、民事上の賠償に関しては 100% 保険会社から支払われることになり、安心していただける制度になっています。

但し、法律を違反して事故を起した場合、第三者に対して保険金は支払われますが、本人にその額が保険会社から求償されることとなりますので、前記飲酒運転を始め、E ナンバーでありながら、本人以外の人が仕事用を使用して事故を起した場合、道交法・刑法による罰則以外に、民事上の賠償も結果的に負うことになります。

また“保険会社”とは弊社現地法人 THE TOKIO MARINE & FIRE INSURANCE CO. (SINGAPORE) PTE LTD を始め、シンガポールで免許を持っている民間保険会社を指し、日本の自賠責とは異にしています。つまり、民間保険会社の発行する証券が、日本の自賠責と任意保険を合せた内容になっています。

シンガポールでの典型的な自動車保険の内容は次の通りで、上記法律によって義務付けられている賠償責任のみならず、自車両の盗難・修理も担保される包括契約 (COMPREHENSIVE COVER) をお勧めしていますし、実際

に殆んどの方に加入して頂いています。

<u>担保内容</u>	<u>担保金額</u>
①車両保険	--- 車両価格
②対人賠償	--- 無制限
③対物賠償	--- 無制限 (但しトラックの場合 S\$100,000)
④搭乗者賠償	--- 無制限
⑤搭乗者傷害	--- 1名あたり \$10,000
⑥窓ガラス損壊	--- 窓ガラスの時価額
⑦自然災害担保	--- 車両価格
⑧ストライキ・ 騒じょう危険担保	--- 車両価格

例えば 1,600cc の乗用車で車両価格 \$25,000 の場合、①～⑧全て担保する内容で年間保険料は初年度で約 S\$760 になり、無事故で継続する場合の年間保険料は①～③の保険料が 10% ずつ毎年割引きされます。この保険料水準は、日本と較べ同一内容ではほぼ半分となっており契約者の方には有利な条件と云えます。また、日本と同様、車両保険には自己負担額が設定され、車種・価格・本人の損害率等によって異なりますが、通常 S\$250～S\$1,000 迄の小損害については保険金が支払われません。

実際にシンガポールの自動車保険の損害率は 81 年度 62.1% 82 年度 63.3% 83 年度 66.5% としり上りの傾向で、平均的な保険会社が Ag't 等に支払う手数料、事業費率は 38% ですので、合算すると 83 年度で 104.5% と赤字種目となっています。

よって保険会社としても悪績契約者に対するペナルティー制度・高免責金額の導入等引受けに際して、厳しい態度で接しており、保険申し込みの場合、内容条件を充分チェックして頂く必要があります。

6. 事故処理

シンガポールで事故に遭った場合、初期動作として要求されているのは次の通り、人身事故とそれ以外によって異っています。

①人身事故の際

人身事故があった場合、まず、すぐに警察と救急車を呼ばなくてはなりません。その際人身救助の為以外には一切車を動かすことは禁じられています。現場調査が済んだ後、警察の指示で車を除去することになります。その後、当事者は24時間以内に警察に報告しに行かねばなりません。

②その他小事故の際

人身事故・公共物の破損を伴わない事故の場合、交通の邪魔にならないよう車を動かしドライバー同士で解決できた場合は、警察を呼ぶ必要はありません。

その際当事者同士次の事項を確認しておく必要があります。

1. ドライバーの氏名・住所・電話番号
2. 自動車の所有者の氏名・住所
3. 登録ナンバー（例：E G 1234 Z）
4. 自動車保険の保険会社名・証券番号

上記確認後、保険会社に連絡をし、保険会社の了解を取付けた上、修理工場に入れることになります。

当事者同士で解決できない場合は、警察に状況を各々報告し、警察に判断して貰うことになりますが、忽論弁護士を通じ法廷で争う道もあります。

よって、一般の事故の場合、過失の有無を判断することが難しく、大抵各々の車両保険で各々の車を修理することになりますので、自動車保険は車両も含んだ包括契約にしておく必要がある訳です。

7. さいごに

私事になりますが、4年4ヶ月の滞星を終、本原稿が載る頃には既に帰国していることになりますが、シンガポール滞在中、皆様には大変お世話になり、有難うございました。今後共、皆様が無事故でご活躍されることを心からお祈り申し上げます。

カーテンウォール・イン・シンガポール

日本軽金属株式会社

山田 隆宏

チャンギ国際空港を降り立ち、イースト・コーストパークウェイを真しぐらに車を走らせシティーに向かう。

現在まだ施工中であるラッフルズ・シティーのビルが目に入ってくる。

白い、アイボリーがかったアルミパネルのカーテンウォールが太陽の光の加減で微妙な色の変化をみせる。

日、欧、米、各国と激しい競争の末、日本の不二サッシが受注したこのラッフルズ・シティーのアルミカーテンウォールは今世紀最後の大規模プロジェクトといわれている。

1970年頃までは、シンガポールには、アルミカーテンウォールらしきものは、ほとんどなかった。

日本の日本軽金属の技術を受けたデーセルム社、不二サッシ社の技術を受けたシグマメタル社が施工したルーズスティクタイプのカーテンウォールがシンガポールの街にあらわれたのは1970年の前半であった。

しかし、ビルの外装としては目新しいカーテンウォールが建築仕様に登場しだしたものの取付容易なサッシと同等視され、結局価格の安いサッシの採用となるのが当時の状況であった。

ひさし廊下のついた二階建コンクリート長屋街は中国人社会そのものであり、二階の窓から突き出たサオいっばいの洗濯物の下でくりひろげられる屋台の食宴は、まさにシンガポールである。

今アジアの中進いや先進国となりつつあるシンガポールは、東西の交流地点としてその役割をはたすべく、ホテル、オフィス、コンベンション用ビルの建設が活発である。

この新建設の波で、古く、そして中国人社会、そのものであるコンクリート二階建長屋はどんどん取りこわされ、中高層ビルが建てられ、街の様子はぬり返えられている。

シンガポールはクリーン、グリーンに加えて形状のユニークな建物が多い。

ビルの顔である外装に対し、外観の美しさ、ある種の特徴を出そうという傾向が増々多くなってきており、RC構造での外観と異なるアルミ／ガラスのカーテンウォールがその多様性と美しさでビルを装いつつある。

シンガポールには、ビルの外装（外型）に対する規格としてシンガポール国内の学者、建築、サッシメーカーの代表者によって作成された SISIR がある。日本の J I S に相当するこの規格はアルミサッシに対する性能項目（例、耐風圧強度、水密性、気密性、開閉力等）を規定している。カーテンウォールに関する規定はない。

この SISIR の他にシンガポール国内にて作成されたビル外装関連の規準として THE DEVELOPMENT & BUILDING CONTROL DIVISION (PWD) による省エネ関係の指導規準がある。

しかしながら国内における規定のベースは、主として B S 規格である。

シンガポールにおけるカーテンウォールの入札仕様は B S 規格に依る規定が多い。そもそも B S は英国の規格であり必ずしも各国において適切であるとは言い難い。

まして外装に要求される性能は、その国のおかれた環境（主として気候条件）によって異なる。

シンガポールにおけるカーテンウォールの性能仕様は、プロジェクトごとに異っている。

まず風圧に関する性能をみると、大規模ビルのラッフルズシティビルの場合地上 90m まで 122 kg/m^2 、150m まで 137 kg/m^2 、220m で 170 kg/m^2 という仕様になっている。ゲートウェイビルの場合、地上 150m にて約 250 kg/m^2 となっており、トレジャリービルの場合、地上 230m で約 290 kg/m^2 となっている。

又、中規模ビルのガンビービルは地上 110m で 211 kg/m^2 、ダイイチホテルビルは 110m で 120 kg/m^2 である。

この様に、風圧仕様については上述例にあげたプロジェクトをみてもわかるようにマチマチである。

水密性能についても性能仕様は異なる。

シンガポールの雨は一度に多量に降る。降り方はタテに降るという表現を用いても過言でないと思う（斜めに降る場合もあるが、角度のあるものではない。）降雨時の風圧は、そう高いものでなく 15kg/m^2 位と考えてもよいのではないだろうか。しかし雨水に対する考慮はそれなりに必要であることは確である。

シンガポールでは、日本のような台風国で、重要な性能要求である耐風圧強度、水密性能と同等あるいはそれ以上に重要視されている性能要求は、省エネである。

ビル全体の省エネを規定している OTTV は必然的に外装に関与してくる。最も関連の深いものは外装（外壁）の重要な構成要素であるガラスであり、断熱性が要求される。

すなわち熱貫流“U値”が設定され、それを守るための遮蔽係数（SC）が0.4以下（対ダブルガラスの場合）という仕様がほとんどである。この遮蔽係数の意味するところは、ガラスは色つきとすること、それもかなり濃い色である。シンガポールのビルのガラスが一様にみな黒っぽいのはそのせいである。

日本のガラスメーカーが市場にて苦戦をしいられているのは、要求される遮蔽係数、反射率等にマッチするものがないこと、一部それに近いものがあつたとしても価格的に合わないためである。

外壁に対する耐火規準についても（解釈の仕方に依るが）カーテンウォールについては不明確なところがある。

この様にカーテンウォールの仕様はプロジェクトごとに異なり、加えてデザイン（意匠）、表面処理もいろいろである。

シンガポールにおけるカーテンウォール市場は、日本勢として不二サッシ、日本軽金属、日鉄カーテンウォール、昭和、Y.K.K.等が、欧州勢では西ドイツのチャームベル、アルミサッシ米国のカップルズ、コーニアがこれに地元ディーセルム、シグマメタルが、それぞれの技術と価格政策をもってプロジェクト獲得に全力を注いできている。

過去数年間における各社の努力がどのような結果となっているのだろうか。

西独のチャーヤムベル社は

・ P S A ビル 建築設計 S A A

メインコン L K N

米国のカップルズ社は

・ TRESURY ビル 建築設計 61 ARCHITECT

メインコン 大林組

ニュージーランドのオークレイアルミ社は

・ NIKKO HTL ビル 建築設計 CHOK ASSOCIATE

メインコン HIGH RISE

香港のビルダーフェレダー社 (HK/WG JV) は

・ GATE WAY ビル 建築設計 I.M. PEI

メインコン TURNER

日本の不二サッシ社は

・ RAFFLES CITY ビル 建築設計 I.M. PEI

メインコン SANGYONG

同じく日本軽金属は

・ GAUN BEE ビル 建築設計 丹下健三

メインコン 日本国土開発

以上のような大規模プロジェクトとは別に、シンガポール現地のカーテンウォールメーカーは中小規模プロジェクトで活躍している。

ディーセルム社は TSUAN SING タワービル (ロビンソンロード) OCTOGEN ビル CROWN PRINCE HTL 等。

シグマメタル社は KECK SENG ビル MARINA センター等である。

このように、価格では最も厳しいといわれているシンガポール市場で勝ち抜いてきた各社のカーテンウォールは、現在ほぼ完成しつつあるもの、建設中のものを含めて 1985 年には、それぞれ、すばらしい外観を呈し、まわりの景観と調和した姿を見せてくれるでしょう。

理 事 会 の 動 き

1984 年 8 月 14 日 (火) 午後 12 時 30 分～

議事に先立ち、第 1 回労使関係セミナーの団長として派遣したMR. ERIC CHEONGを紹介するとともに、同氏から調査結果の概要について報告を受けた(報告内容については、正式に報告書がまとまり次第、印刷物として会員に送付の予定です。)

また、当日の理事会から参加いただいた野明理事(新日本製鉄)、中川理事(東京銀行)、小森監事(シンガポール・ジャパン・マーチャント・バンク)からごあいさつがあった。

議 事 :

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審 議 事 項

(1) 顧問の委嘱について

本所顧問として7月31日の推薦届出締切日までに推薦のあった堀 英太郎氏(PETROCHEMICAL CORPORATION OF SINGAPORE PTE. LTD.)と安川一夫氏(KAWAI SINGAPORE PTE. LTD.)の両氏は顧問内規の資格要件を満たしている旨事務局より報告した。

引続いて、堀氏の推薦者である赤松理事、安川氏の推薦者である三森理事から推薦理由が述べられた後、一同に諮ったところ、両氏を本所顧問に委嘱することに決定した。

(2) 昭和59年度経済協力貢献者の推薦について

本年度については推薦候補者を見いだせないことから、申請を見送ることにした。なお、来年までに推薦候補者を巾広く探すよう努力することとなった。

(3) 本所事務局員(ローカル・スタッフ3名)の労働条件改定について 予め運営担当理事会にて検討された内容を事務局から提案したと

ころ、原案通り承認された。

- (4) TRADE & INDUSTRY FAIR 85 に関する中華総商会からの協力依頼について

先日、中華総商会から口頭にて依頼のあったTRADE & INDUSTRY FAIR 85 への日本企業出展参加については、中華総商会から公式に依頼状を受け取り次第、JETROはじめ日本の関係機関とも協議しながら、協力していくこととなった。

- (5) 本所創立15周年記念事業について

本商工会議所は1969年創立以来、今年で15年目を迎える。これを記念して創立15周年記念事業を実施するか否かを諮ったところ、何らかの記念事業を年内に実施することに決定した。

具体的な内容については、単にパーティだけでなく記念講演会なども考慮しつつ、運営担当理事会で企画を練ることとなった。

- (6) 国際人育成のためのシンポジウム開催について

ヨーロッパ、ブラジルにて好評を博した「国際人育成のためのシンポジウム」のシンガポール開催に関し、毎日新聞社より水戸会頭に対し、本所との共催申し入れがあった。毎日新聞社の説明によれば、本所に経済的負担はかけないので、是非人集め（約350名の参加者を予定）に協力してほしいということである。本件に関しては正式に依頼状が届けば前向きに取り組むこととなった。

- (7) COWEC SCHEME に関するパイロット・カンパニーの推薦について

水戸会頭から「先日 DR. WONG NPC CHAIRMAN との懇談の折、COWEC SCHEME のパイロット・カンパニーとして、既に日系企業5社（イセタン、松下電器、トミー、ジュロン・エンジニアリング、日立造船ロビン・ドック・ヤード）が参加しているが、さらに2社推薦してほしいとの要望があった」旨報告があった。そして、当国政府の意向では SINGAPORE TIME に是非とも参加してほしいとのことであり、出来れば同社にパイロット・カンパニーになってほしいとの要請が水戸会頭より小林理事になされた。

これに対し、小林理事から現在検討中であるとの回答があった。

また、岡崎理事から日商岩井として COWEC SCHEME のパイロット・カンパニーとして参加してもよいとの意思表示があった。

(8) 再留学援助制度による派遣研修生の帰国報告について

約6カ月にわたる日立製作所での研修を終えて7月末に帰国した再留学援助制度派遣研修生 MR. LOCK を次回理事会に招き、帰国報告してもらうこととなった。

3. 報 告 事 項

(1) 第1回労使関係セミナー報告について

冒頭、MR. ERIC CHEONG より概要報告があったが、これに関連して古新居副会頭から同セミナーに協力いただいた関係各社に感謝の意が表明された。また、11月20日、21日の両日、日本から労使関係の専門家2〜3名を招へいして、当地でセミナーを開く際、MR. ERIC CHEONG を講師に迎えるほか、第1回労使関係セミナーの代表者をまじえてパネル・ディスカッションも実施してはどうかとの考えが明らかにされた。セミナー会場は、ニュー・オータニを予定しており、参加人員は200〜500人を見込んでいる。

(2) NPC・NPB 関係の本所代表者派遣について

古新居副会頭より NPC・NPB 関係の各種委員会への本所代表者派遣について別紙の通り決定したとの報告があった。

また、水戸会頭より、NPCからの強い要請により引続き NPC の COUNCIL MEMBER に留任せざるを得なくなったとの報告があった。

(3) 部会・委員会等開催報告

① 部 会

○ 7 月 6 日 (金) 第一工業部会

10 日 (火) 第二工業部会

12 日 (木) 流通サービス部会

- | | |
|------------|---|
| 18日(水) | 建設部会 |
| 19日(木) | 繊維分科会 |
| 23日(月) | 第二工業部会幹事会 |
| 27日(金) | 運輸通信部会 |
| 30日(月) | 第二工業部会 |
| 8月 2日(木) | 第三工業部会 |
| ② 委員会 | |
| ○7月 6日(金) | 広報委員会 |
| 11日(水) | NPC・NPB 担当理事会 |
| 17日(火) | 経営研究委員会 |
| 30日(月) | " |
| 8月 2日(木) | JCCI - NPB PERMANENT DIALOGUE COMMITTEE |
| 3日(金) | 広報委員会 |
| 7日(火) | 運営担当理事会 |
| ③ 懇談会等 | |
| ○7月 18日(水) | マレーシア日本人商工会議所武田事務局長来星 |
| 26日(木) | 深田大使ご夫妻歓送会 |
| 27日(金) | バンコク日本人商工会議所島口専務理事来星 |

4. 入・退 会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

①入 会

** TOKYO CORPORATION. " A "

** MR. H. MATSUO (BANK OF AMERICA) " D "

②退 会

なし

5. 会 計 報 告

吉永財務委員より1984年度7月分会計報告があり、異議なく承認された。

6. そ の 他

- (1) 本所事務局のリース契約の締結に際してCPF BOARDから要求のあるBANKER'S GUARANTYについては、本所収入の中から保証金額と同額を定期預金にし、それを担保に三井銀行から発行していただくことになった旨事務局より報告し、了承された。

なお、保証手数料は利息の一部でもって充当される。

- (2) 水戸会頭からNPB 関係だけでなく、例えば当国の通産省幹部とのINFORMAL な会合を3カ月に一度程度開催してはどうかとの提案があった。

8 ～ 9 月の主な経済記事

8月13日　。トニー・タン蔵相兼通産相は8日、上半期暫定経済統計についてコメントし、上半期に9.7%の成長率を達成したシンガポール経済が全体として非常に良好だったことは否定できないが、水平線上には若干の暗雲も見られると述べた。

同相は、製造業投資計画承認額が減少したこと、製造業生産と輸出の回復がなお広範にわたっていないことを強調し、さらに次のように述べた。

今年上半期の製造業投資承認額は8億3447万Sドルと去年同期に比べ26%減少したが、今年通年では16億～17億Sドルに達し、昨年通年の17億7420万Sドルをわずかに下回るにすぎないだろう。

先進国企業は今や市場が存在する先進国への投資を選好する傾向を強めているうえ、大規模な自動化により外国投資の必要性を減少しているため、外資を誘致することはしだいに困難になっている。加えて、わが国内の労働市場ひっ迫で事情は悪化している。

しかし、こうした状況は同時にシンガポールが他の低賃金・低技術・低教育の途上国に比べて競争力をもっていることを意味している。

政府は状況改善のための措置を取ってきた。経済開発局（EDB）は小規模ながら高度技術をもつ企業を誘致するため米国に2つの“ハーフ・オフィス”（1人の職員が駐在し、域内を巡回する）を設置している。その1つはカリフォルニア州シリコンバレーの心臓部サンホセに置かれ、もう1つはニューイングランド地方のコネチカット州に置

かれている。

同時に、E D B は地元製造業者に対し、有利な奨励・融資措置を講じることにより業務多角化を奨励している。

また、建設部門の雇用労働力は上半期に 2 万 5100 人増えたが、同部門はなお機械化が十分でない。

民間建設プロジェクトはオフィス、店舗およびホテル・スペースの過剰供給でスローダウンしているが、この供給増加は長期的にはシンガポールにとって良いことだ。わが国はサービス指向型経済を目指しており、安い家賃を提供することが重要である。

- 15 日 。供給過剰と販売競争激化で当地工業用不動産（工場および倉庫用建物）の販売価格が大幅に値下がりしており、URA（都市再開発局）用地の物件にはコスト割れも生じている。

当地不動産コンサルタント会社の幹部によると今日の工業用不動産価格は昨年同期に比べ一般に 15～25% 値下がりしており、地価の高い U R A 供給地に建設された民間の工場および倉庫用建物では市価の多くがコストを割っている。

租借期限 60 年の倉庫スペース 1 平方 m 当たりの市場価格は今日 1 階で 2153～2580 ドル、2 階で 1722～2150 ドルで、昨年同期比 15～27% 値下がりしている。

これに対して租借期限のない永久租借の工業用不動産の市場価格はそれほど値下がりしておらず、1 平方 m 当たりの倉庫スペース価格は 1 階で 3660～4090 ドル、2 階で 2475～2690 ドル（前年同期比 5～15% 値下がり）、工場スペース価格は 1937～2368 ドル（前年同期比 8～18% 値下がり）である。

工業用不動産価格が全般的に軟化しているとはいえ、1 階の倉庫スペースやテラス式工場ビルの市場価格は供給が

限られ、一般の人気も高いことから安定している。アップ
ートムソン Rd、ヒルビュー Rd、アップーパヤレバル Rd の
テラス式工場ビルの平方 m 当たり価格は今日 2580～2900
ドルである。

以上のような工業用不動産の販売価格の値下がりにはレン
タル料にも波及しており、例えば工場用スペースの平方 m
当たり月額レンタル料は昨年の 17～19 ドルから今年は
12～16 ドルに下がっている。

22 日 。経済開発局 (E D B) はより多くの中卒者 (中学 4 年修了
者) に工業訓練を受けさせるため先月から訓練補助額を引
き上げ、また今月から訓練後の労働契約期間を短縮した。

E D B に属する 4 つの訓練センターに登録し訓練を受け
る者はこれまで第 1 学年 240 ドル (S ドル、以下同じ) 、
第 2 学年 280 ドルの補助金を支給されていたが、7 月か
らは第 1 学年第 2 学年とも 300 ドルを支給され、その後
の現場訓練においても第 1 学年が 440 ドルから 560 ド
ルに、第 2 学年が 480 ドルから 620 ドルに補助額が引
き上げられた。

4 年の訓練コース終了者には技能工証書が付与され、訓
練終了者の会社における最低月給は従来の 540 ドルから
700 ドルに引き上げられる。また、これまで訓練終了後
の契約労働期間 (Bond) は 3 年だったがこれも 1 年に 短
縮された。

ちなみに日本シンガポール工業技術学院を含む E D B 傘
下の 4 つの訓練センターでは合計 1000 人以上が訓練を受
けている。

27 日 。政府は先端技術プロジェクトへの投資促進と研究開発要員
育成のために、技能開発基金 (S D F) を通じて先端技術
プロジェクトの人件費や設備購入費を援助する先端技術補助

制度 “ Initiatives in New Technologies ” (略称 INTECH)
を創設した。

トニー・タン蔵相兼通産相は 22 日、シンガポール国立
大学内に建設されたシステム・サイエンス学院 (ISS)
新校舎開所式でこのように明らかにした。

同相の発表と S D F の補足説明によると、同補助制度は
シンガポールの研究開発・知識集約活動の中核・触媒とな
るべき科学者・専門家のプールを拡充することを主な狙い
としている。

同制度のもとで、先端技術プロジェクトを実施する企業
や団体はプロジェクト開始後 3 年間、シンガポール市民権
または永住権をもつ科学者や専門家の人件費 (給料、訓練
育成費を含む) について補助を受けることができ、懐妊期
間の長いプロジェクトでは 3 年を超える長期間の補助も認
められる。外国人の学者や専門家についても訓練教官ある
いはプロジェクトの主要推進者として貢献する者には補助
金が提供される。さらに、研究活動に必要な機械装置の購
入にも補助金または低利融資が提供される。

補助率は個々のケースごとに査定され通常 50 %、70
% または 90 % だが、公共性が強く人材訓練に特に貢献す
るプロジェクトには全額補助も考慮される。同制度の補助
金はシンガポールで登録されている全ての企業・団体が申
請することができる。

同制度はシンガポール経済に重要なインパクトを与える
と期待できる全領域を適用対象とするが、優先分野はオー
トメーションおよびロボット工学、マイクロエレクトロニ
クス、情報技術、生物工学、光学およびレーザー技術、エ
ンジニアリング・サイエンス、材料科学、医学の 8 分野。
ただし、補助金の供与は商業ベースでは実施困難な先端技

術の研究開発プロジェクトに限られ、商業的に成り立つことが確実なプロジェクトは補助の対象とならない。

現在、同補助を検討されているプロジェクトの例として、シンガポール国立大学とIBM社の共同プロジェクトであるISS（前述のシステム・サイエンス学院）の情報技術応用研究、そして、設立計画中の生物工学研究所の2件が指摘されている。後者は遺伝子工学と分子生物学における大卒者の教育訓練と研究活動を行なう予定である。

SDFは同制度の運営に必要な十分な資金があり、各申請者への補助金限度枠は設けないとしている。同制度の予算規模も明らかにされていない。ちなみに、SDFは雇用主献金により年間1億Sドル以上の収入があり、今年3月末現在その累積額は約4億Sドル、このうち2億5000万Sドルを各種補助金として支出約束していた。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (11th September 1984)

* THE HOTEL NEW OTANI SINGAPORE

Mr. M. Nakada (Hotel Manager)
177A River Vally Road
Singapore 0617
Tel: 3366987

* ETHYLENE GLYCOLS (SINGAPORE) PTE LTD

Mr. S. Tamabuchi (Chief Executive Officer)
10 Anson Road #12-13
International Plaza
Singapore 0207
Tel: 2236177 / 2232572

* TEMPORARY SERVICES PTE LTD

Mr. M. Kawamura (Director)
16 Raffles Quay #21-06
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 2258055

* SHOWA LEASING (SINGAPORE) PTE LTD

Mr. M. Yanagawa (Managing Director)
10 Collyer Quay # 19-07
Ocean Building
Singapore 0104
Tel: 5331400

* RESTURANT SUNTORY PTE LTD

Mr. S. Mito (Managing Director)
545 Orchard Road # 08-04
Far East Shopping Centre
Singapore 0923
Tel: 7322066/7

* NIPPON YAKIN KOGYO CO LTD

Mr. S. Tamaki (Representative)
1, Shenton Way # 16-08
Robina House
Singapore 0106
Tel: 2239233/4

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* MINOLTA SINGAPORE (PTE) LTD

10 Teban Garden Crescent
Singapore 2260
Tel: 5635533

* SATO KOGYO CO LTD
149 Rochore Road #04-14/15
Fu-Lu Shou Complex
Singapore 0718
Tel: 3367333

* NIPPON ELECTRIC GLASS CO LTD
545 Orchard Road #11-06
Far East Shopping Centre
Singapore 0923

* SANKEN SINGAPORE PTE LTD
1 Magazine Road # 02-12
Central Building
Singapore 0105
Tel: 5323018

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

* From Mitsumi Co (Pte) Ltd
To Mitsumi Electronics (S) Pte Ltd

* From Dentsu Incorporated
To DYR Advertising Pte Ltd

* From Kanto Denki Koji Co Ltd
To Kandenko Co Ltd

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* TANAKA ELECTRONICS SINGAPORE PTE LTD
From Mr. K. Tashiro to Mr. I Nakajima

* THE INDUSTRIAL BANK OF JAPAN LTD
From Mr. T. Harada to Mr. T. Taguchi

* TOKIO INC. SINGAPORE BRANCH
From Mr. M. Takeuchi to Mr. Y. Chiba

* ISHIHARA SANGYO KAISHA LTD
From Mr. S. Kajihara to Mr. K. Yoshida

* MITSUKOSHI SINGAPORE PTE LTD
From Mr. S. Homazaki to Mr. Y. Kon

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)	S \$ 10
シンガポール共和国移住法	S \$ 15
民事法	S \$ 5
刑法 (暫定規定法)	S \$ 10
公益事業法	S \$ 10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE (非会員)	S \$ 30
(会 員)	S \$ 15

投資関係

資金援助制度の手引き	S \$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S \$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S \$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S \$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S \$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S \$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S \$ 5
シンガポールの租税	S \$ 15

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S \$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S \$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S \$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S \$ 5
シンガポール共和国会社法 (会 員)	S \$ 60
シンガポール共和国会社法 (非会員)	S \$ 70

為替管理・関税

関税法 (1979 年関税令)	S \$ 15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S \$ 5
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S \$ 5
金融業者法	S \$ 10
財務諸表公開原則	S \$ 15

業種別規則

法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S \$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S \$ 10
建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S \$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S \$ 5
シンガポール共和国商標法	S \$ 10
価格規則法	S \$ 5
1975 年水質汚染規制及排水法	S \$ 10
1971 年海洋汚染防止法	S \$ 5

労働関係

シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S \$ 30
労働組合法 (1977 年)	S \$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S \$ 5
法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S \$ 5
法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S \$ 5
労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S \$ 5
法律 (改正) 時報第 27 号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S \$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1983 年)	(会 員) S \$ 15
	(非会員) S \$ 30
月報 (各月号)	S \$ 8
国際比較統計要覧	S \$ 5
最近の労働条件及び福利厚生の実態調査報告書	(会 員) S \$ 10
	(非会員) S \$ 30

編集後記

今年も又 NATIONAL DAY でリー首相の MESSAGE を聞いた。

そしてやはり日本の事が特に引用されていた。

首相は日本が自らの脆弱性をより深く認識し、危機意識を強く持っている事により労働倫理を維持していると。即ち、日本は貧しく開発の遅れたアジア諸国とソ連を隣人に持ち地震、台風、津波に絶えず見舞われている事。

一方、豊かなヨーロッパを隣人に持つ西独は今や日本の持つ緊張感が失われた様に見える」と解説している。

そしてシンガポール国民に対し建国当時の苦難の 10 年を思い起し、現在の繁栄にあまんじる事のない様警鐘をならし続けている。

果して現在の日本は本当に首相の云われる通りであろうか。

次代を背負う若者は繁栄に甘んじる事なく育っているだろうか。校内暴力が一般化し、権利の主張のみが前面に出て義務が忘れられている様に思えてならない。

皆様はいかに考えられるでしょうか。今回はやや視点は異なりますが、日本の将来を直接決定づける教育の問題を取りあげてみました。

9 月号は、「Singapore International Monetary Exchange の取引開始に当たって」東京銀行藤原氏、「シンガポール日本人学校（中学部）における進路指導について」シンガポール日本人学校佐藤先生、「シンガポールにおける交通事情と自動車保険」東京海上武智氏、「カーテン・ウォール・イン・シンガポール」日本軽金属山田氏となっています

今月の担当は小林（伊藤忠商事）、村山（伊勢丹）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02 - 11 / 12
Singapore 1334. Tel: 2923831

M. C. (P) No. 11 / 4 / 84

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING , 79 ROBINSON ROAD , # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106